

<事例②>

都道府県	旭川市
連携範囲	社会福祉法人間の連携
連携内容	他法人との連携による授産製品の生産
具体的な取組	<p>障害者の授産施設において、業者からの大量受注や短期間での製造依頼に対応できるよう他の社会福祉法人と連携し、授産製品の効率的な生産を図っている。</p> <p>※知育玩具（パズル・積み木）、木工クラフト（実用品小物）等の制作を5法人で手掛けている。</p>
連携効果 (メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・授産作業の幅が拡大するとともに、授産製品の大量生産が可能。 ・製品開発、情報交換、製品製作の分業が可能。 ・利用者の工賃アップが期待できる。

<事例③>

都道府県	富山県
連携範囲	社会福祉法人と生活協同組合の連携
連携内容	リサイクル商品の開発・研究
具体的な取組	<p>家庭から出る生ゴミを堆肥化する促進剤（ぼかし肥（製品名））を、社会福祉法人と生協が共同で開発し、社会福祉法人（精神通所授産施設）で製造を行い、生協で販売を行っている。</p> <p>生協組合員をモニターに、より良い商品化を目指している。</p> <p>※県のリサイクル製品としても認定。</p>
連携効果 (メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題を意識・啓発する事業者として評価を受けている。 ・利用者の就労への意識が高まり、工賃アップも図れた。

(3) 有効であると考えられる事例紹介

社会福祉法人での具体的な活用例は把握していないものの、有効ではないかと考えられる事業について考察し、積極的に採用することとしました。

あくまでも参考であるため、実際に取り組むに当たっては、想定される効果及び課題等を踏まえた上で、創意工夫を凝らした積極的な取組みを期待します。

なお、本事例は、具体的な活用例を把握していないこともあり、実施しようとする事業が関係法律又は通知に抵触するようなことがないよう、あらかじめ関係行政機関に相談・照会しながら、円滑な導入を図っていただけたらと考えます。

(事例一覧)

- ①共同バスの運行（利用者の送迎）
- ②施設・設備の共同メンテナンス
- ③職員の子供を預かる保育所を共同で設置
- ④退職職員の情報を共有
- ⑤施設のマニュアル・ツール類の開発・研究
- ⑥共同採用説明会の開催
- ⑦職員宿舎（職員社宅）を共同で借りる・職員宿舎（職員社宅）を相互利用
- ⑧共同のセントラルキッチン設置による給食
- ⑨IT システム（HP 作成等）の共同開発
- ⑩内部通報窓口の共同設置

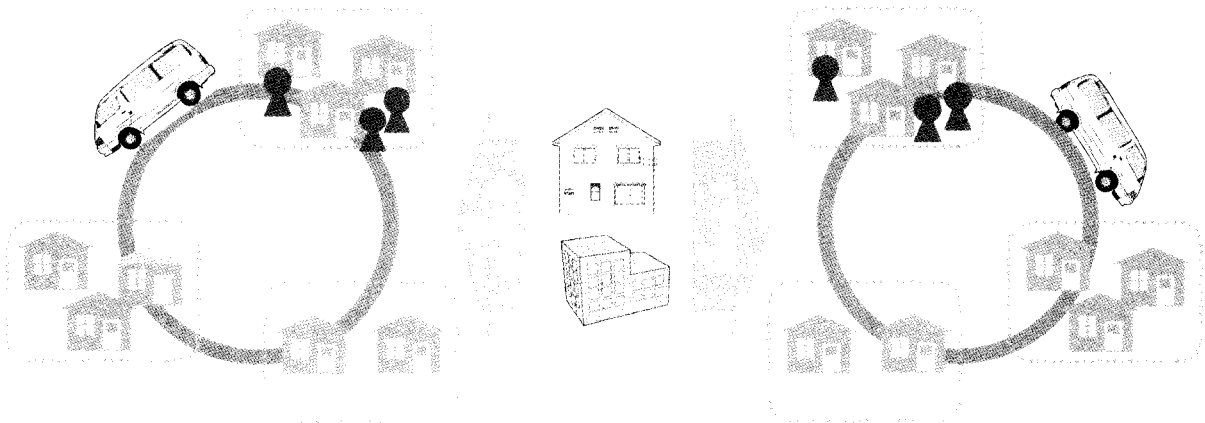
事例①

題名	共同バスの運行（利用者の送迎）
目的	規模の拡大によるコストの削減、職員等の人材確保
内容	<ul style="list-style-type: none">■ 施設利用者の送迎に際し、複数の社会福祉法人が共同で送迎バスを運営し、コストの削減・効率化を図る。■ 共同バスの利用者は、他施設の利用者との交流がバスの中で可能となる。■ 地域への貢献という視点で、利用者に限らず一般の人向けに、各種イベント会場等への無料送迎バス運行という視点も可能である。■ 地理的に交通が不便な施設への職員の通勤のため、最寄り駅から各施設への足として、共同バスを運行するという方法もある。■ 具体例としては以下のとおり。<ol style="list-style-type: none">① 利用者の居住地域をブロックで分け、各法人の利用者を効率的に送迎する。② 大型バスを共同運行し、複数法人の利用者を一度に送迎する事で、1法人あたりの送迎コスト削減を図る。③ 駅から各施設への無料送迎バスを運行し、職員・利用者の利便性を図る。

想定される効果・課題	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 送迎業務の効率化・コスト削減が可能 ➤ 職員の負担の軽減によるサービスの質の向上 ➤ 削減したコストを他のサービスに援用可能 ➤ 職員の通勤の利便性向上 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大型バス購入・チャーターのため、一定のコスト負担が発生 ➤ 送迎の際に事故が発生した場合に、その事故責任に関し法人間で紛争となる可能性あり
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 送迎時間の短縮による肉体的負担の軽減 ➤ 他施設利用者との交流の実現 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特段なし（但し、利用者によっては、他法人利用者との共同送迎に抵抗感を示す可能性あり）
実績	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一部の社会福祉法人における取組実績あり 	

実施に向けての課題	<p>送迎業務の効率化、職員・利用者の送迎に際しての負担軽減という視点でみると、本取組の実現による効果は非常に高いといえる。ただし、効率性を確保するためには、一度に多くの利用者を送迎する必要があるため、大型バスの購入・管理、チャーターによるコスト負担が不可避となる。現状の送迎コストとのバランスを考えた上での取組が求められる。</p> <p>また、本事例の実現に際しては、地理的要素が大きなウェイトを占めることになる。各法人の施設が近接しており、それぞれの施設利用者が均等に分布した状況に無ければ、バスの共同運行による効果は期待できない。</p> <p>地理的条件が整って、初めて実現可能な事例といえる。</p> <p>各法人の負担を抑制するためにも、可能な限り多くの社会福祉法人が共同し、いかに効率よく運営するかが課題となる。</p> <p>なお、バス、タクシー等の公共交通機関に関する行政との関係から、都道府県行政の当該部署等との連絡、調整が必要になるとも考えられる。</p>
-----------	--

○共同バス運行イメージ



事例②

<p>題名</p>	<p>施設・設備の共同メンテナンス</p>	
<p>目的</p>	<p>規模の拡大によるコストの削減</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設、及び施設で使用される各種設備のメンテナンスについて、共同で業者に依頼し、スケールメリットによる業者との値引交渉等、メンテナンスコストの削減を目指す。(共同依頼という観点で見ると、共同購入と考え方は同じである。) ■ 施設の清掃業務等や設備類のリース契約も共同で業者に依頼することで、コストの削減を図る。 ■ 具体例としては以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 施設建物（エレベーター等）のメンテナンスを一括で業者に依頼する。 ② 設備類のリース契約を一括で行うことにより、スケールメリットをもってリース料の値下げ交渉を行う。 ③ 施設のトイレ・浴室等の清掃業務を外部業者に共同依頼することにより、職員の負担軽減を図ると共に、委託料の値引交渉を行う。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ メンテナンスコストの削減が可能 ➢ 削減したコストを他のサービスに援用可能 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業者のレベルによっては、満足できるメンテナンスが享受できない可能性あり ➢ 共同依頼可能な業者の選定に手間がかかる
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ コスト削減による利用料の低減 ➢ 削減したコストの援用により、質の高いサービスを享受 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人における取組実績は確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>連携する各法人の施設設備が異なることが多く、メンテナンスを共同依頼するためには、それらを全てメンテナンス可能な業者を選定する必要がある。また、共同メンテナンスを行うパートナーを探すための仕組み・制度を整備することが課題となる。</p> <p>さらに、社会福祉法人における実際のメンテナンスコストを検証することが先決である。共同メンテナンスによる費用対効果を分析し、メリットが確認され、運営手法が確立し一般化されることが求められる。</p>	

事例③

<p>題名</p>	<p>職員の子供を預かる保育所を共同で設置</p>	
<p>目的</p>	<p>職場環境の向上、サービスの質の向上、人材確保</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 複数の社会福祉法人が共同で職員の子供を預かる「共同保育所」を設置し、職員の就業と育児の両立支援を図る。 ■ 設置方法としては、代表法人が設置した施設内保育所を他法人の職員も利用し、応分の費用を他法人が負担することが一般的と考えられる。 ■ 職員へ働きやすい職場環境を提供することにより、職員の確保、出産・育児による退職の抑制が期待できる。 ■ また、高齢者施設の利用者と保育所の児童とがふれあう機会を創出することによって、利用者へのサービスの質の向上を図ることができる。 ■ なお、雇用保険の適用事業主・団体が、事業所内に一定の基準を満たす託児施設を設置、又は保育遊具等の購入を行った際に、(財)21世紀職業財団より助成金が出るケースもある。(基準の具体的な内容については、当該財団の各地方事務所にて確認する必要がある。) ■ 実際の取組例としては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育所は職員の勤務体制に合わせて、原則 24 時間体制とすることが望ましい。 ② 勤務予定表を職員からあらかじめ受領することにより、託児スケジュールを容易に立てることができる。 ③ 保育所のキャパシティを超えないように、託児時間は勤務時間+2 時間を上限とする。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員の出産・育児による退職の抑制 ➢ 有能な職員の確保調達コストの削減が可能 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保育所運営コストの負担(要員、土地・建物、運営資金など) ➢ 管理範囲の増大によるリスクの増加(児童の受傷、運営の行き詰まりによる福祉事業への影響など)
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童と触れ合う機会が得られるなどサービスの質が向上 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一部の社会福祉法人で取り組み実績あり ➢ 企業においては、事業所内保育所設置実績は多数あり 	

実施に
向けた課題
と方向性

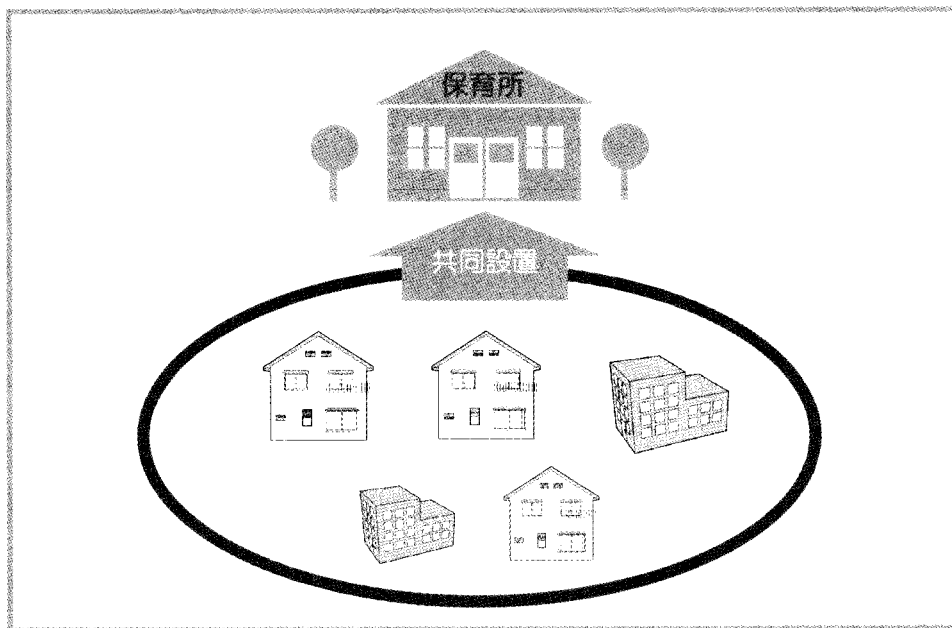
本取組により施設に勤務する職員のメリットは非常に高まるといえるが、経営としては保育所運営のために一定のコスト負担が不可避なため、コスト負担に耐えられる事業者に限られる。

また、例えば夜間勤務の職員のために24時間開設するなど、利便性を高めることが職員満足を高めるためには必要であるが、一方でコスト負担や運営上の負担も大きくなるため、バランスのとれた高度な運営が求められる。

さらに、職員の利便性を考慮すれば、そもそも各法人が距離的に近隣にあるということが前提条件として挙げられる。

負担を抑制するために、複数法人が共同して、いかに効率的に運営するかが課題となる。今後成功事例が増え、運営手法が一般化されることが求められる。

○保育所設置イメージ



事例④

<p>題名</p>	<p>退職した職員の情報を共有</p>	
<p>目的</p>	<p>職員等の人材確保</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員に欠員が出た場合に備え、施設職員経験者の名簿を作成し、情報を共有し、職員の補充に備える。また、要員計画の変更に備え、一定の人材を確保しておくことが可能となる。 ■ 各法人が職員 OB リストを作成し、情報の共有化を行うことで、職員募集の際に、的を絞った募集活動が可能となる。 ■ 自前で新たな職員を探す手間を省き、また欠員状態の早期解消を図ることを目的とする。 ■ 具体例としては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施設職員経験者で、再就業を希望する方に登録してもらう。また、各法人の施設職員 OB リストも作成する。 ② 急遽職員に欠員が出た場合に、登録リストから職員を探し、欠員を補充する。 ③ 施設の通常の要員計画変更時に、新規採用の職員を登録リストから選定し、容易に採用を行う。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員の欠員の補充・新規採用の負担が軽減できる ➢ 安定したサービスの提供が可能 ➢ 採用職員の選択の幅が増加 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 登録センター設置・運営コストの負担（要員・運営資金等）が発生 ➢ 個人情報の取扱いに万全の注意を払う必要がある
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 安定したサービスの享受が可能 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業では、人材派遣会社からの派遣社員による人員補充は一般的 ➢ 社会福祉法人での取組実績は確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>欠員の補充など人材確保の視点から考えるとメリットは高いと言えるが、職員を採用する際の扱い（契約職員とするか、正職員とするか）が検討課題の一つである。</p> <p>職員 OB のリストを、代表法人に集約化し管理の上情報共有化する形が一般的かもしれないが、その際にも、個人情報を利用・管理することになるため、個人情報保護法に基づいた適切な管理・運営手法を確立することが必要となる。</p>	

事例⑤

<p>題名</p>	<p>施設のマニュアル・ツール類の開発・研究</p>	
<p>目的</p>	<p>サービスの質の向上、(高レベル) 職員の人材確保</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同じ理念を持った複数法人の代表者によりマニュアル・ツール類の共同開発や研究を実施し、ツール類のブラッシュアップを行う。 ■ 各法人で作成・使用しているマニュアル・ツール類の内容を競うコンテストの開催という形での法人間連携も可能である。 ■ 複数法人が共同して外部のコンサルティング会社を開発を依頼し、1 法人あたりのコスト削減を図るといった事も考えられる。 ■ 高品質なマニュアル類の開発により、各法人のサービスの質の維持を図ると同時に、高レベルな職員の養成・人材確保も同時に図る。 ■ 具体例としては以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 各法人の代表者による定期的な会合を行い、その場でマニュアル・ツール類の新規開発・既存ツール類の見直しを行う。 ② 定期的なコンテストを開催し、マニュアル・ツール類の内容評価を行うとともに、情報の共有化・人材交流の活性化も図る。 ③ 外部のコンサルティング会社に、サービスマニュアルの開発を共同で依頼する。マニュアル徹底に向けた職員教育も共同でコンサルティング会社に依頼する。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員のサービスレベルの維持・向上 ➢ 高レベルな人材の確保が可能 ➢ 他の法人職員との人材交流 ➢ マニュアル類作成における負担の軽減 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 結果として、自施設の実状に完全に即したマニュアル類とならない可能性あり
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高品質なサービスの享受 ➢ 事故の減少 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人での取組実績は確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>実状では、高レベルの法人が作成・使用しているマニュアル・ツール類を参照しつつ、自らの施設にあわせて改善していくという手法が一般的であり、コンサルティング活用による開発は難しいかもしれない。</p> <p>一方で、既存のマニュアル・ツール類による共同研究・コンテスト等の取組みは、比較的現実味を帯びているが、取組みを行うには、各法人が高い意識を持った上で、議論・コンテストの場を設定する必要がある。</p>	

事例⑥

<p>題名</p>	<p>共同採用説明会の開催</p>	
<p>目的</p>	<p>職員等の人材確保、規模の拡大によるコストの削減</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員採用の説明会を開催するにあたり、複数の社会福祉法人が「共同説明会」を開催し、職員の確保を図る。 ■ 説明会会場の手配等を共同で行うことで、1 法人あたりの開催に関する各種のコスト（広告費・会場代等）の削減も同時に図ることが可能となる。 ■ 具体例としては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 説明会のアナウンスを共同で行い、多くの参加者を集める。 ② 各法人の説明を一度に聞くことができ、採用される側としての選択肢の幅を広げることができる。 ③ 説明会場に法人毎に個別相談所を設け、個人の各種質問等に答える。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多くの参加者を募集する事が可能となり、選択の幅が広がる ➢ 説明会実施に関するコストの削減が可能 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 連携した法人に雇用機会を奪われる可能性あり（雇用条件が悪い事業者の場合）
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員数確保による安定したサービスの享受 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人でも、学校での共同説明会等実績あり ➢ 企業では、取組実績多数 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>採用機会・選択の幅の増大という観点からみると、共同での採用説明会の開催は法人にとって効果は高いと思われる。</p> <p>しかしながら、特に零細法人においては、要員計画そのものを立てないことが多く、職員に欠員が出た時点で採用活動を開始するというのが実態であろう。その為、実際に採用説明会による職員の募集は、一定の規模をもった一部の法人に限られることになる。</p> <p>しかしながら、専門学校等向けの説明会では、既に複数法人が共同で実施している事例は多数存在する。現在は、学校からの要望によりそのような形で開催する傾向にあると推測されるが、今後は法人間で連携して、自主的に学校等に説明会の開催を要請する方法も一案であると思われる。</p>	

事例⑦

<p>題名</p>	<p>職員宿舎（職員住宅）の共同賃借及び相互利用</p>	
<p>目的</p>	<p>規模の拡大によるコストの削減</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員が利用する宿舎、あるいは職員向けの社宅を、複数の社会福祉法人が共同で、不動産業者と賃貸契約を結び、1法人あたりの負担を軽減する。 ■ その他、自前で職員宿舎・職員向け住宅を有している法人が、部屋の空きがある場合に、他法人の職員向けに安く貸し出す事により、相互の効果享受をはかる（前者は賃貸収入の享受、後者は宿舎確保におけるコストの低減） ■ 具体例としては以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 複数の社会法人が共同して不動産業者とアパート 1 棟全体の賃貸契約を締結することで、宿舎の確保・1法人あたりの賃貸コストの低減を図る。 ② ある法人が保有している職員向け宿舎の空部屋を、別の法人の職員向けに貸し出す。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員宿舎確保におけるコストの低減 ➢ 低減したコストを他のサービスに援用可能 ➢ 賃貸料収入の享受 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高品質なサービスの享受 ➢ 緊急時等の利用者支援の確保 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業では取組実績あり ➢ 社会福祉法人での取組実績については確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>コスト削減策の一つとして、本取組が実現できれば、事業者にとってのメリットは高く、課題は特に見当たらない。しかしながら、共同で宿舎を利用するには、各法人施設が地理的に隣接していることが大前提となる。連携する法人の職員全ての利便性が確保された宿舎を確保することは現実的には難しい点が課題となる。</p> <p>また、宿舎の相互利用に関しては、前述の地理的要件を満たすと同時に、空き部屋情報についての相互間ネットワークの構築が必要である。これらの課題がクリアされ、取組成功事例が増加していく事が期待される。</p>	

事例⑧

<p>題名</p>	<p>共同のセントラルキッチン設置による給食</p>	
<p>目的</p>	<p>規模の拡大によるコスト削減、サービスの質向上</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 複数の社会福祉法人が共同の給食センター（セントラルキッチン）を設置することで、施設利用者の給食の調理業務を集約することで、コストの削減を図る。 ■ 各施設にある厨房施設を、別の用途に転用する事が可能となり、サービスの質向上にも繋がる。 ■ 事例導入手法としては、ある施設のキッチンを他法人が共同して使用し、応分費用を負担するということが一般的と思われる。 ■ 給食の受注を外部にも広げることで、新たな収入源にもなり得る。 ■ 具体例としては、以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 複数の社会福祉法人が出資し、セントラルキッチンを立ち上げる。 ② 給食の材料も大量購入・仕入れが可能となり、原価の低減によるコストの削減も実現が可能となる。 ③ 近隣の病院や学校給食等を引き受けることで、新たな収入も期待できる。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 調理業務・材料仕入等の集約によるコストの削減 ➢ 厨房スペース・削減したコストを他のサービスへの援用 ➢ 新たな収入源の可能性 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 設備投資・運営コスト、運搬コストの負担（建物、設備、要員など） ➢ 給食の質の低下の可能性（コスト追求による食材・料理の質の低下） ➢ 給食による食中毒等の事故発生時の責任関係で紛争になる可能性が高い
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全な料理の享受 ➢ コスト削減による利用料の低減・サービスの質の向上 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 料理の質の低下の可能性
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人での取組実績は確認できず。 ➢ 企業や学校・病院等では取組実績多数 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>本取組では、複数の社会福祉法人が施設利用者に供給する給食を共同で調理する建物・設備を必要とするため、大きな初期投資が必要となる。また、セントラルキッチンから各施設への運送コストも新たに発生するため、実施に際し十分な費用対効果を検証し、いかに運営すれば共同設置のメリットが生じるかを明確にする事が課題である。代表法人のキッチンを他法人が共同して利用するというやり方が現実的かもしれない。</p> <p>ただ、セントラルキッチンへ給食を注文している社会福祉法人は数多くあるため、セントラルキッチンそのものへのニーズは高いと考える。</p>	

事例⑨

<p>題名</p>	<p>IT システム（HP 作成等）の共同開発</p>	
<p>目的</p>	<p>システム共有化による円滑な情報交換・地域とのコミュニケーション促進</p>	
<p>内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設で使用する IT 関連のシステムの開発に際し、複数事業者共同で行うことで、システム開発費等コストの削減を図る。 ■ 共通システムを使用することにより、法人間での円滑な情報共有・情報交換が可能となる。 ■ 地域貢献の観点から、複数の社会福祉法人が共通のホームページを立ち上げ、地域とのコミュニケーションの場として活用する事も可能である。 ■ 具体例としては、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 各種コンピュータのシステム開発に際し、システム開発への委託を共同で行うことで、1 法人あたりのコストを削減する。 ② HP 作成に際し、共同ポータルサイト等の作成により、1 法人あたりの負担感を軽減するとともに、情報共有・情報交換を円滑に行う。 	
<p>想定される効果・課題</p>	<p><事業者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 共同開発によるコスト削減 ➢ 法人間での円滑な情報共有・情報交換が可能 	<p><事業者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自らの施設のニーズを満たすシステムができない可能性あり。 ➢ 他事業者への個人情報漏洩可能性あり
	<p><利用者への実施効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ コスト削減による利用料の低減 ➢ 法人間の円滑な情報共有によるサービスの質の向上 	<p><利用者における課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 他事業者への個人情報漏洩可能性あり
<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 企業では実績あり ➢ 社会福祉法人での取り組み実績は、確認できず 	
<p>実施に向けての課題</p>	<p>一般の企業では、コスト削減・情報共有化・業務連携等を目的とした IT 関連システムの共同開発は、数多く行われているのが現状である。その為、社会福祉法人で IT システムを導入・開発をする際にも、一般企業と同様にコストの低減等を図ることができるが、そもそも現時点で社会福祉法人における IT システム導入・開発のニーズは少ないと思われる。</p> <p>まずは、IT システムを積極的・効率的に活用している法人の事例を検証し、IT システム導入の効果を検証することが先決である。</p> <p>ただし、地域社会とのコミュニケーションツールとしての共同ホームページの開設・活用という視点は、IT 関連に関する法人間連携事例として、比較的取り組みやすい内容である。</p>	

事例⑩

題名	内部通報窓口の共同設置	
目的	法令等遵守、コストの削減	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成 18 年 4 月より「公益通報者保護法」が施行された。この法律は、職員等が事業者の法令違反行為等について通報した場合、その職員が事業所内で不利益な取扱いを受けないよう通報者を保護し、事業者の法令遵守を強化することが主な狙いとなっている。 ■ 同法のガイドラインでは、事業者に内部通報に関する仕組みの整備を義務付けており、その一つとして内部通報窓口の設置を求めている。 ■ 通常は、法人内部で責任者・窓口を設置し制度を運用していることが多いが、法人内部窓口では職員が通報するのに躊躇する可能性が高い。外部の窓口も同時に設置することで、内部通報制度の実効性を高めることが可能となる。 ■ 一方で、法令違反行為等の通報窓口を、外部の弁護士事務所や相談窓口業務専門会社などに委託する場合、一定のコストが発生することになる。そこで、複数の法人が共同で依頼し、共同窓口とすることで、一法人あたりのコストの削減を図る。 ■ 具体例としては、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 顧問弁護士等に内部通報制度窓口の委託をする際に、近隣の社会福祉法人と共同で依頼する。 ② セクハラやパワハラの相談窓口を、外部の相談窓口業務専門会社に委託する際に、複数の法人が共同で委託する。 	
想定される効果・課題	<事業者への実施効果> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外部委託コストの削減 ➢ 削減したコスト他のサービスへの援用 ➢ 職員の法令等遵守意識の高揚 	<事業者における課題> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし（但し、法人によっては新規のコスト負担となる場合がある）
	<利用者への実施効果> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高品質なサービスの享受 ➢ 施設利用における安全性の向上 	<利用者における課題> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特段なし
実績	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人における取組実績は確認できず ➢ 企業では、取組実績多数 	
実施に向けての課題	事業者・利用者双方において大きな課題は無く、内部通報制度の実効性担保および職員のコンプライアンス意識向上等の大きな効果が期待できる取組みである。しかしながら、本事例取組みの実現に向けての課題としては、内部通報制度の構築、ひいては外部窓口設置の必要性について認識している社会福祉法人は、それほど多くないであろう。 まずは、社会福祉法人におけるコンプライアンスや内部通報制度構築の必要性等の啓発活動による意識の醸成を行うことが先決である。	

(4) 今後に向けて

①企業・団体との連携

今回の法人間連携の事例検証では、社会福祉法人間での連携を中心に考察を行いました。その他にも、社会福祉法人以外の企業や団体との連携も可能性として考えられます。以下に具体例を示します。

ー航空会社や旅行会社との連携による、旅行企画の実施

(例) 温泉めぐりの旅行を企画、施設の温泉施設も開放して利用してもらう
旅行コースの一環として、施設見学を入れ、施設を身近に感じてもらう

ー食品メーカー等との連携による、地域ブランド製品の販売

(例) 社会福祉法人名での、ご当地食品を販売する
社会福祉法人の利用者が作成した工芸品を、企業と連携して全国販売する

このような、企業や団体との連携による社会福祉法人マーケットの拡大や付加価値の創出等を志向する法人間連携による取組みも検討するに値するものと思われま

②まとめ

今回の手引書では、社会福祉法人の展開における可能性の一つとして法人間連携事例を取り上げ、その効果および実現に向けた課題などを取りまとめました。

事例の中には、現時点で実現が困難と感ずるものも含まれているかもしれませんが、しかしながら、法人間連携により期待できる効果も非常に大きく、関係各位におかれては、法人間連携の推進に向け、前向きに捉えていただきたいと思います。

また、法人間連携の実現に向けて、関係各位におかれては手引書を参考に、創意工夫ある積極的な取組みに期待したいと思います。

6. 実例による様式集

今回調査した事例で実際に使用した主な書式を参考に掲載する

資料 合吸 a - 1) 委員会規約

A法人・B法人合併検討委員会規約

(委員会の設置)

第1条 A法人、B法人(以下「関係法人」という。)は両法人の合併を進めるため、検討委員会を設置する。

(委員会の名称)

第2条 この検討委員会は、A法人・B法人合併検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、関係法人の合併に関し必要な事項を協議する。

2 委員会で協議した事項については、それぞれ関係法人の理事会等に諮るものとする。

(委員会の事務所)

第4条 委員会の事務所は、会長の属する社会福祉法人に置く。

(委員会の組織及び委員)

第5条 委員会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員は次の者をもって充てる。

- (1) 関係法人の理事長各〇名
- (2) 関係法人が経営する施設の施設長各〇名
- (3) 関係法人が経営する施設の副施設長各〇名
- (4) 関係法人が経営する施設の財務担当者各〇名

3 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第6条 この委員会に会長〇名、副会長〇名を置く。

2 会長及び副会長は関係法人の理事長が協議して、定めた者をもって充てる。

3 会長は委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長がこれを召集する。

2 会議の開催場所、日時及び会議に付議すべき事項は会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議の開催は委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務処理の円滑な効率化を図るため、事務局に事務局長、事務局次長及び職員を置く。

3 事務局長は、協議して、定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

資料 合新 a - 1) 委員会規約

〇〇市法人保育会組織一本化検討委員会会則

(名称)

第 1 条 この会は、〇〇市法人保育会組織一本化検討委員会(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第 2 条 委員会は、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇〇の合併について検討し、その結果を各社会福祉法人に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、各社会福祉法人の理事長、役員及び園長で構成する。

(役員)

第 4 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長〇名
- (2) 副委員長〇名

2 委員長、副委員長は委員会の会議で選出する。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は委員長が召集し議長となる。

(事務所)

第 6 条 委員会の事務所は、委員長の所属する社会福祉法人の施設内に置く。

(雑則)

第 7 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項はその都度会議で定める。

附則

この会則は、平成〇〇年〇月〇日から適用する。

資料 合新 a - 1) 委員会規約

〇〇市社会福祉法人保育会合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 社会福祉法人〇〇〇、社:会福祉法人〇〇〇、社:会福祉法人〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇(以下「関係法人」という。)は、関係法人の合併を進めるため、合併協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、〇〇市社会福祉法人保育会合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は関係法人の合併に関し必要な事項を協議する。

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、協議会会長の属する社会福祉法人に置く。

(協議会の委員及び組織)

第5条 協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員は次の者をもって充てる。

- (1) 関係法人の理事長各〇名
- (2) 関係法人において選任した者各〇名

(会長及び副会長)

第6条 この協議会に会長〇名、副会長〇名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。
- 3 会長は会務を掌理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、第1条に定める関係法人の記載順序に従い、当該社会福祉法人に所属する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所、日時及び会議に付議すべき事項は、会長があらかじめ委員に通知するものとする。
- 3 会議には必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(会議の運営)

第8条 会議の開催は委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議案その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。